様式第七（第十四条第二項関係）

汚染土壌処理業許可証の　書換え／再交付　申請書

年　月　日

都道府県知事（市長）　殿

申請者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印

汚染土壌処理業許可証の書換え又は再交付について、汚染土壌処理業に関する省令第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
書換えの場合にあっては、記載事項の変更の内容		
再交付の場合にあっては、その理由		

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

附　則

この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○環境省令第三号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十九条及び第三十一条（これらの規定を同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条、第三十五条、第三十七条第二項、第三十八条並びに第四十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日　環境大臣　小沢　鋭仁

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「第十条第１項」を「第二十九条」に改め、同条第二項第五号中「第十二条各号」を「第三十一条第二号及び第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第十一条各号」を「第三十条各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　法第三十三条に規定する技術管理者（以下「技術管理者」という。）の氏名及びその者が交付を受けた第五条第１項に規定する技術管理者証（以下「技術管理者証」という。）の交付番号を記載した書類

四　土壌汚染状況調査等を行おうとする事業所ごとの技術管理者の配置の状況を記載した書類

第二条第１項中「第十二条第１号」を「第三十一条第１号」に、「土壌汚染状況調査等」に改め、同条第二項中「第十二条第１号」を「第三十一条第１号」に、「次のいずれかに該当する者で土壌汚染状況調査の技術上の管理をつかさどるものを置いていること」を「法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていること」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第十二条第二号」を「第三十一条第二号」に改め、同条第四項中「第十二条第三号」を「第三十一条第三号」に、「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改める。

第八条中「第四号、第六号、第八号」を「第三号、第五号、第七号、第八号（法第四十三条第二号後段に掲げる権限に係るものに限る。）」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第十三条」を「第三十五条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第十四条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第十五条第１項」を「第三十七条第１項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第十六条」を「第三十九条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第十七条」を「第四十条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第十九条」を「第四十二条」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第四十三条に規定する権限

第八条第九号中「第二十九条第三項」を「第五十四条第五項」に改め、同条を第二十七条とする。

第七条中「第二十九条第三項」を「第五十四条第五項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「様式第三」を「様式第十一」に改め、同条を第二十六条とする。

第六条を第二十五条とする。

第五条第１項中「第二十条第二項」を「第四十四条第二項」に、「第二十四条第１項前段」を「第四十八条第１項前段」に、「第二十条第１項」を「第四十四条第１項」に改め、同条第二項中「第二十一条各号」を「第四十五条各号」に改め、同条第四項中「第二十四条第１項後段」を「第四十八条第１項後段」に改め、同条を第二十四条とする。

第四条の二の見出しを「（指定支援法人の指定の申請）」に改め、同条第１項中「第二十条第１項」を「第四十四条第１項」に改め、同条第二項中「第二十１条各号」を「第四十五条各号」に改め、同条を第二十三条とする。

第四条中「第十七条第１項」を「第四十条」に、「様式第十一」を「様式第十１」に改め、同条を第二十１条とし、同条の次に次の１条を加える。